

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外3名

令和4年2月28日

証 拠 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第111号証

証拠の標目	北陸電力グループ統合報告書2021 (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/csr/attach/integratedreport2021.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年8月
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、補助参加人グループ各社のCSRに関する取組み等に加え、決算等の財務情報やESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組み等を統合して公表した報告書である。 本書証によって、補助参加人が、S＋3E（安全確保、安定供給、環境適合及び経済性）の観点から、各電源をバランスよく組み合わせたエネルギーミックスの構築に努め、本件原子力発電所の再稼働を目指していること（準備書面(7)第2（4頁）：本書証18、25頁）を明らかにする。

乙第112号証

証拠の標目	原子力コンセンサス
原本・写しの別	原本
作成年月日	令和3年3月
作成者	電気事業連合会
立証趣旨	本書証は、補助参加人が加盟する電気事業連合会が、原子力発電に関する情報を取りまとめたパンフレットである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・ S + 3 E（安全確保，安定供給，環境適合及び経済性）の観点から，各電源をバランスよく組み合わせたエネルギーミックスの構築が求められていること（準備書面(7)第2（4頁）：本書証16頁） ・ 冷却材喪失事故，全交流動力電源喪失といった重大事故等については，新規制基準適合性確認審査において対策の有効性が審査されること（準備書面(7)第3の2（7頁）：本書証5，6頁） ・ 補助参加人を含む各事業者は，原子力災害対策特別措置法に基づき，自ら原子力事業者防災業務計画を作成し，事業者防災訓練を継続的に実施するとともに，国，地方公共団体の防災対策に適切に協力していること（準備書面(7)第4（12頁）：本書証7頁）

乙第113号証

証拠の標目	エネルギー基本計画 (経済産業省資源エネルギー庁ウェブサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_01.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年10月22日
作成者	経済産業省資源エネルギー庁
立証趣旨	本書証は、エネルギー政策の基本的な方針を示すため、エネルギー政策基本法に基づき閣議決定された第6次エネルギー基本計画である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・ 本件原子力発電所の再稼働を目指すという補助参加人の経営の基本方針は、本計画にも沿った合理性を有するものであること（準備書面(7)第2（4，5頁）：本書証35，106頁） ・ 国は、原子力災害対策特別措置法をはじめとする関係法令等に基づき、原子力防災体制の構築・充実について、政府全体として取り組み、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、地域防災計画や避難計画の具体化・充実化を進めるとともに、策定後も、最新の知見を積極的に取り入れながら、地方公共団体等の関係者と連携し、訓練等を通じた継続的な改善を行うこととしていること（準備書面(7)第4（12頁）：本書証69頁）

乙第114号証

証拠の標目	地球温暖化対策計画 (環境省ウェブサイト http://www.env.go.jp/earth/211022/mat01.pdf よりダウンロード) [別表を除く]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年10月22日
作成者	環境省
立証趣旨	本書証は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき閣議決定された地球温暖化対策計画である。 本書証によって、本件原子力発電所の再稼働を目指すという補助参加人の経営の基本方針は、本計画にも沿った合理性を有するものであること（準備書面(7)第2（4，5頁）：本書証54，81頁）を明らかにする。

乙第115号証

証拠の標目	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (環境省ウェブサイト https://www.env.go.jp/press/110060/117011.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年10月22日
作成者	環境省
立証趣旨	本書証は、平成28年11月に発効した、温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」に基づき、長期低排出発展戦略として閣議決定されたものである。 本書証によって、本件原子力発電所の再稼働を目指すという補助参加人の経営の基本方針は、本戦略にも沿った合理性を有するものであること（準備書面(7)第2（4，5頁）；本書証17，77頁）を明らかにする。

乙第116号証

証拠の標目	科学技術・イノベーション基本計画 (内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年3月26日
作成者	内閣府
立証趣旨	本書証は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション基本法に基づき閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画である。 本書証によって、本件原子力発電所の再稼働を目指すという補助参加人の経営の基本方針は、本計画にも沿った合理性を有するものであること（準備書面(7)第2（4，5頁）：本書証25頁）を明らかにする。

乙第117号証

証拠の標目	節電へのご協力をお願いについて (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/210110001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月10日
作成者	北陸電力株式会社, 北陸電力送配電株式会社
立証趣旨	本書証は, 補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって, 令和3年1月7日及び8日に他エリアから電力融通を受けるとともに, 他エリアで電力の需給が厳しい場合には北陸エリアから送電を行うなど, 全国的に電力需給が厳しい状況にあったこと(準備書面(7)第2(5頁))を明らかにする。

乙第118号証

証拠の標目	「電力の需給状況と節電へのご協力をお願い」について (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/nw_topics/attach/20210112_topics.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月12日
作成者	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人がウェブサイトに掲載したお知らせである。 本書証によって、令和3年1月7日及び8日に他エリアから電力融通を受けるとともに、他エリアで電力の需給が厳しい場合には北陸エリアから送電を行うなど、全国的に電力需給が厳しい状況にあったこと（準備書面(7)第2(5頁))を明らかにする。

乙第119号証

証拠の標目	当社高圧発電機車の稼働について (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/nw/attach/20210119kouatsuhatsudenkikadou.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年1月19日
作成者	北陸電力送配電株式会社
立証趣旨	本書証は、北陸電力送配電株式会社がウェブサイトに掲載したお知らせである。 本書証によって、令和3年1月、高圧発電機車を稼働させ、電力系統に接続するなど、北陸エリアの電力需給が厳しい状況にあったこと(準備書面(7)第2(5頁))を明らかにする。

乙第120号証

証拠の標目	電力の需給状況と節電へのご協力へのお礼について (電気事業連合会ウェブサイト https://www.fepc.or.jp/about_us/pr/oshirase/__icsFiles/afieldfile/2021/02/19/press_20210219.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年2月19日
作成者	電気事業連合会
立証趣旨	本書証は、補助参加人が加盟する電気事業連合会が公表したプレスリリースである。 本書証によって、令和2年12月下旬から翌令和3年1月にかけて、全国的に電力需給が厳しい状況にあったこと(準備書面(7)第2(5頁))を明らかにする。

乙第121号証

証拠の標目	日本列島襲った電力危機 いつまで現場の矜持に頼るのか (Wedgeウェブサイト https://wedge.ismedia.jp/articles/-/22483 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年3月23日
作成者	Wedge編集部
立証趣旨	本書証は、令和2年12月末から翌令和3年1月における電力需給の状況に関する雑誌記事である。 本書証によって、上記期間、電力融通や高圧発電機車の稼働を行うなど、全国的に電力需給が厳しい状況にあったこと（準備書面(7)第2（5頁））を明らかにする。

乙第122号証

証拠の標目	2020年度有価証券報告書 (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/library/attach/202106yuka.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年6月25日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所の費用等につき、会計基準等に従い適切に計上し(会社法431条)、本報告書等において公表しており、それら報告書等は、資格を有する独立した監査人により、いずれも適正なものと認められていること(準備書面(7)第2(6頁))を明らかにする。

乙第123号証

証拠の標目	有価証券報告書の訂正報告書 (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/library/attach/teisei20210819.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年8月19日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証の立証趣旨は乙第122号証と同一である。

乙第124号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号発電用原子炉施設の変更)(抜粋) [1頁, 6-5-36頁, 6-5-39ないし6-5-46頁, 6-5-83頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月12日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は, 補助参加人が原子力規制委員会に提出した申請書である(申請の概要は乙第63号証参照)。 本書証によって, 以下のことを明らかにする。
	・補助参加人は, 平成26年8月12日に行った, 新規規制基準に基づく本件2号機に係る原子炉設置変更許可申請において, 基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動」につき, 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(甲63)に記載されていた16の地震すべてを検討していること(準備書面(7)第3の3(8, 9頁): 本書証6-5-39ないし6-5-46, 6-5-83頁) ・補助参加人は, 上記申請において, 内陸地殻内地震の地震動評価に当たり, 内陸補正係数を適用していないこと(準備書面(7)第3の3(9, 10頁): 本書証6-5-36頁)

乙第125号証

証拠の標目	標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈等の一部改正 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000349785.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年4月21日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は、令和3年4月21日に開催された、令和3度第5回原子力規制委員会における会議資料である(同委員会において、本資料掲載のとおり改正案が了承された。) 本書証によって、新規制基準(基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等)が改正され、基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動」につき、同ガイドに記載されていた16の地震に係る記載が削除され、新たに、平成16年(2004年)北海道留萌支庁南部地震及び標準応答スペクトルを考慮することとする改正が行われたこと(準備書面(7)第3の3(9頁):本書証13, 14, 34, 35頁)を明らかにする。

乙第126号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号機 原子炉設置変更許可申請書の補正書の提出 (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/21112401.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月24日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人は、新規制基準の改正に伴い、令和3年11月24日、標準応答スペクトルによる評価結果を追加した、本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出しており、今後、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、上記評価結果を含め、基準地震動に係る審査が行われることとなること（準備書面(7)第3の3（9頁））を明らかにする。

乙第127号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書 (2号発電用原子炉施設の変更) 添付書類の一部補正 について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000372287.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月24日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に提出した申請書である。 本書証によって、補助参加人は、新規制基準の改正に伴い、令和3年11月24日、標準応答スペクトルによる評価結果を追加した、本件原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出しており、今後、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、上記評価結果を含め、基準地震動に係る審査が行われることとなること（準備書面(7)第3の3（9頁））を明らかにする。

乙第128号証

証拠の標目	関西電力高浜発電所運転差止仮処分異議審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/085566_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年12月24日
作成者	福井地方裁判所民事第2部
立証趣旨	本書証は、福井県等に居住する債権者らが、債務者関西電力に対し、高浜発電所3号機及び4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。 原審の福井地方裁判所平成27年4月14日決定において申立てが認容されたことから、債務者が保全異議を申立てたところ、福井地方裁判所は、原決定を取消し、債権者らの申立てを却下した(確定)。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・内陸地殻内地震の地震動評価に当たり、内陸補正係数を適用しないことはより安全側の判断となること(準備書面(7)第3の3(9, 10頁): 本書証109, 118頁) ・地震予知に限界があることや過去のデータが限られていることをもって、基準地震動の合理性が否定さ

	れるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証111，112頁） ・平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震において，4022ガルの地震動が観測されたことをもって，基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証112，113頁） ・基準地震動の策定に当たり，経験式を用いることが不合理であるとはいえないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証115ないし120頁） ・経験式が有するばらつきが基準地震動の合理性を否定するものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証115ないし120頁） ・入倉孝次郎・京都大学名誉教授へのインタビュー（新聞記事。甲64）によって，基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証126頁） ・原子力発電所は耐震安全上の余裕をもって設置されており，基準地震動を超える地震動が到来したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証143ないし146頁）
--	--

乙第129号証

証拠の標目	関西電力高浜発電所運転差止仮処分抗告審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/742/086742_hanrei.pdf よりダウンロード) [別紙を除く]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年3月28日
作成者	大阪高等裁判所第11民事部
立証趣旨	本書証は、滋賀県等に居住する債権者らが、債務者関西電力に対し、高浜発電所3号機及び4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。 原審の天津地方裁判所平成28年3月9日決定において申立てが認容され、異議審の天津地方裁判所平成28年7月12日決定において原決定が認可されたことから、債務者が保全抗告したところ、大阪高等裁判所は、原決定を取消し、債権者らの申立てを却下した(確定)。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・内陸地殻内地震についてNoda et al. (2002) による応答スペクトルを用いる場合には、短周期側を0.6倍にする内陸補正係数を乗じて補

	正する（小さくする）こととされていること（準備書面(7)脚注12（9頁）：本書証127頁） ・内陸地殻内地震の地震動評価に当たり，内陸補正係数を適用しないことはより安全側の判断となること（準備書面(7)第3の3（9，10頁）：本書証127，182頁） ・基準地震動の策定に当たり，経験式を用いることが不合理であるとはいえないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証151頁） ・経験式が有するばらつきが基準地震動の合理性を否定するものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証160ないし165，190ないし196頁） ・平成28年（2016年）熊本地震の発生によって，基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証170ないし181頁，231ないし235頁） ・原子力発電所は耐震安全上の余裕をもって設置されており，基準地震動を超える地震動が到来したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証216ないし219頁）
--	---

乙第130号証

証拠の標目	関西電力大飯発電所運転差止訴訟控訴審判決 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/087868_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年7月4日
作成者	名古屋高等裁判所金沢支部第1部
立証趣旨	本書証は、福井県等に居住する原告らが、被告関西電力に対し、大飯発電所3号機及び4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における判決である。 原審の福井地方裁判所平成26年5月21日判決において、発電所から250キロメートル圏内に居住する原告らとの関係で請求が認容されたことから、同圏外の原告ら及び被告がそれぞれ控訴したところ、名古屋高等裁判所金沢支部は、原判決中被告の敗訴部分を取消し、原告らの請求を棄却した(確定)。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・内陸地殻内地震の地震動評価に当たり、内陸補正係数(引用者注:本判決では「低減係数」と呼称。)を適用しないことはより安全側の判断となること(準備書面(7)第3の3(9,10頁):本書証85頁)

- ・地震予知に限界があることや過去のデータが限られていることをもって、基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証98ないし100頁）
- ・経験式が有するばらつきが基準地震動の合理性を否定するものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証99，100頁）
- ・基準地震動の策定に当たり、経験式を用いることが不合理であるとはいえないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証100頁）
- ・平成28年（2016年）熊本地震の発生によって、基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証100ないし105頁，114，115頁）
- ・平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震において、4022ガルの地震動が観測されたことをもって、基準地震動の合理性が否定されるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証115頁）
- ・原子力発電所は耐震安全上の余裕をもって設置されており、基準地震動を超える地震動が到来したとしてもただちに安全上の問題が生じるものではないこと（準備書面(7)第3の3（10頁）：本書証154，155頁）

乙第131号証

証拠の標目	関西電力大飯発電所運転差止仮処分抗告審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/089258_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年1月30日
作成者	大阪高等裁判所第11民事部
立証趣旨	本書証は、京都府に居住する債権者が、債務者関西電力に対し、大飯発電所3号機及び4号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である。 原審の大阪地方裁判所平成31年3月28日決定において、申立てが却下されたことから、債権者が即時抗告したところ、大阪高等裁判所は抗告を棄却した(確定)。 本書証によって、抗告審決定において、経験式が有するばらつきが、新規制基準に基づく基準地震動の合理性を否定するものではない旨判示されていること(準備書面(7)第3の3(10頁):本書証15ないし17頁)を明らかにする。

乙第132号証

証拠の標目	九州電力玄海原子力発電所原子炉設置変更許可処分取消訴訟判決 (玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会ウェブサイト) https://saga-genkai.jimdo.com/2021/03/12/a/ よりダウンロード) [別紙を除く]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年3月12日
作成者	佐賀地方裁判所民事部
立証趣旨	本書証は、佐賀県等に居住する原告らが、原子力規制委員会が平成29年1月18日に行った、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号機及び4号機に係る原子炉設置変更許可処分について、その取消しを求めた事案における判決である。(一部原告らにつき訴え却下、その余の原告らにつき請求棄却(控訴)。)。 本書証によって、同判決において、経験式が有するばらつきが、新規制基準に基づく基準地震動の合理性を否定するものではない旨判示されていること(準備書面(7)第3の3(10頁):本書証315ないし318頁)を明らかにする。

乙第133号証

証拠の標目	北國新聞 令和4年1月15日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年1月15日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨	本書証は、原子力規制委員会による本件原子力発電所の新規制基準適合性確認審査に係る新聞記事である。 本書証によって、令和4年1月14日に開催された、第1024回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、令和3年11月18日及び19日に実施された現地調査を踏まえ、本件原子力発電所の審査が行われており、今後、同審査において、本件原子力発電所の敷地内断層の活動性について判断がなされること（準備書面(7)第3の4（10頁））を明らかにする。

乙第134号証

証拠の標目	東京電力福島第一原子力発電所損害賠償請求訴訟判決 (法務省ウェブサイト https://www.shoumudatabase.moj.go.jp/search/html/upfile/geppou/pdfs/d06704/m06704003.pdf よりダウンロード) [訟務月報67巻4号所収]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年10月9日
作成者	東京地方裁判所民事部
立証趣旨	本書証は、福島県田村市に不動産を有するなどしていた原告らが、平成23年3月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により、精神的及び財産的損害を受けたとして、被告同社及び国に対し、民法、原子力損害の賠償に関する法律及び国家賠償法に基づき、損害賠償金等の支払いを求めた事案における判決である(一部認容、控訴)。 本書証によって、同発電所における事故は地震動ではなく津波によるものである旨判示されていること(準備書面(7)第3の4(10頁):本書証147ないし156頁)を明らかにする。

乙第135号証

証拠の標目	東北電力女川原子力発電所再稼働同意差止仮処分決定 (脱原発弁護団全国連絡会ウェブサイト http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/wp-content/uploads/2020/07/200706onagawa.pdf よりダウンロード) [別紙を除く]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月6日
作成者	仙台地方裁判所第4民事部
立証趣旨	本書証は、宮城県石巻市に居住する債権者らが、東北電力株式会社女川原子力発電所2号機における重大事故発生時に生命、身体を侵害される具体的危険があると主張して、債務者である県及び市に対し、再稼働への同意の差止めを求めた事案における決定である(申立却下。なお、本決定に対し、債権者らにより即時抗告がなされたが、令和2年10月23日、仙台高等裁判所において抗告を棄却する決定がなされている(確定)。)。 本書証によって、避難計画に関する主張のみでは原子力発電所における放射性物質放出の具体的危険性があるということとはできない旨判示されていること(準備書面(7)第4(11頁):本書証28頁)を明らかにする。

乙第136号証

証拠の標目	関西電力高浜，大飯，美浜発電所運転差止仮処分決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/226/090226_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年3月17日
作成者	大阪地方裁判所第1民事部
立証趣旨	本書証は，福井県，大阪府，兵庫県及び京都府に居住する債権者らが，債務者関西電力に対し，高浜発電所1ないし4号機，大飯発電所3号機及び4号機並びに美浜発電所3号機において重大事故が発生した際に，新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況の下では円滑に避難できないため人格権が侵害される具体的危険があると主張して，各発電所の運転の差止めを求めた事案における決定である（申立却下。確定）。 本書証によって，避難計画に関する主張のみでは原子力発電所における放射性物質放出の具体的危険性があるということとはできない旨判示されていること（準備書面(7)第4（11頁）：本書証19頁）を明らかにする。

乙第137号証

証拠の標目	「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（志賀原子力発電所） （補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shika_bousai/attach/20211224saigai-torikumi.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年12月24日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表した資料である（乙第81号証を改訂したもの）。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所において原子力事業者防災業務計画を作成し、事業者防災訓練を継続的に実施するとともに、国の原子力総合防災訓練及び地方公共団体の原子力防災訓練に参加するなど国、地方公共団体の防災対策に適切に協力していること（準備書面(7)第4（11頁））を明らかにする。

乙第138号証

証拠の標目	2020年度「原子力防災訓練」の実施結果報告 (補助参加人ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/21042101.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年4月21日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること(準備書面(7)第4(11頁))を明らかにする。

乙第139号証

証拠の標目	防災訓練実施結果報告書 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000357190.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年4月21日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が原子力規制委員会に対して提出した報告書である。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること（準備書面(7)第4（11頁））を明らかにする。

乙第140号証

証拠の標目	原子力事業者防災訓練報告会の結果報告及び今年度の方針について (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.nsr.go.jp/data/000362272.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年8月18日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨	本書証は、令和3年8月18日に開催された、令和3年度第25回原子力規制委員会において、原子力規制庁から同委員会に提出された資料である。 本書証によって、補助参加人が、本件原子力発電所において事業者防災訓練を実施し、原子力規制委員会に訓練結果を報告していること（準備書面(7)第4（11頁））を明らかにする。

乙第141号証

証拠の標目	防災に関してとった措置の概況 令和3年度の防災に関する計画（抜粋） （内閣府ウェブサイト http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r3_all.pdf よりダウンロード） [表紙, 106ないし120頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年6月18日
作成者	内閣府
立証趣旨	本書証は、令和3年6月18日に閣議決定された、災害対策基本法第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び令和3年度において実施すべき防災に関する計画についての報告（いわゆる防災白書）である。 本書証によって、国は、原子力災害対策特別措置法をはじめとする関係法令等に基づき、原子力防災体制の構築・充実について、政府全体として取り組み、地域ごとに具体的に解決すべき課題を検討し、地域防災計画や避難計画の具体化・充実化を進めるとともに、策定後も、最新の知見を積極的に取り入れながら、地方公共団体等の関係者と連携し、訓練等を通じた継続的な改善を行うこととしていること（準備書面(7)第4（12頁））を明らかにする。

乙第142号証

証拠の標目	原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について (会計検査院ウェブサイト https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/280425_zenbun_01.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月
作成者	会計検査院
立証趣旨	本書証は、会計検査院法30条の2の規定により、同院が国会及び内閣に提出した報告書である。 本書証によって、地域防災計画に記載される事項のうち避難に関する事項を取りまとめた計画を「避難計画」ということ(準備書面(7)脚注15(12頁); 本書証10頁)を明らかにする。